

審議会等における女性委員登用に向けた取組み

1. 目的

本市は、恵庭市男女共同参画基本計画に基づき、政策及び方針等に女性の意見を反映させるため、審議会等の委員への女性の登用を推進することとし、女性委員の登用率を令和 8 年 3 月 31 日までに 40%とすることを目標としております。

令和 3 年 4 月現在における登用率は 26.79%であり、目標の到達には厳しい状況となっていることから、積極的な女性委員の登用に向け必要な見直しなどを行うものです。

2. 現状の課題

- ①女性委員の登用率が近年 20%台後半で推移している。
- ②女性人材登録制度が形骸化し、有効に機能していない。
- ③団体等から選出される委員の多くが、団体の長であることから女性登用に繋がりがづらい。
- ④市の審議会等において、公募による委員が選出されている機関が全体の約 15%と少数。

3. 女性委員の登用に向けた取組み

(1) 女性人材登録の見直し

- ①個人だけではなく、市内団体（企業含む）に制度の周知を行い、人員の確保に努める。
- ②審議会等の所管課が、公募等の委員選考において登録者の情報を閲覧できるよう庁内で情報を共有し、積極的な活用を促す。
- ③委員の任期の多くが 2 年間のため、登録後 2 年経過前に登録者へ意向を確認し、台帳を更新。
- ④現在登録している登録者に対し更新の手続きを行い、新しい登録台帳へ登録

(2) 女性委員・公募委員の登用計画

- ①所管課にて各審議会の委員の登用状況及び令和 7 年度末までの女性登用に係る計画を作成。
- ②女性委員の登用率が 40%以上となるよう年度別の登用率を記載。
- ③女性委員の割合が、40%を下回る所管課は改善策を検討のうえ記載。
- ④公募委員の割合が、20%を下回る所管課は改善策を検討のうえ記載。
（該当する審議会が対象）
- ⑤(1)の女性人材登録を有効に活用

4. 導入時期

令和 4 年 4 月 1 日から

- ・女性人材登録は、3 月中に既存の登録者 26 名及び団体等へ周知し、4 月に広報で市民周知及び人材登録を行う。
- ・女性委員・公募委員の登用計画は、令和 3 年度末までに所管課へ登用計画書の提出を促す。

◎女性人材登録におけるフロー

登録方法

①総務課HPより、「女性人材登録申込書」をダウンロードし、必要事項記載の上、申請。

②総務課で申請を受理後、「女性人材登録台帳」に登録。
登録者へ「登録決定通知書」を送付。

活用方法

③登録後、全庁フォルダに登録台帳の一部（興味がある分野、委員経験、資格、生年月日等）を一覧表にして公開。

④「女性委員の登用計画（別紙）」に基づき、女性登用の少ない所管課が、改選期などに登録台帳を活用。

⑤総務課窓口で「登録台帳閲覧簿（別紙）」に記入の上、登録台帳（個人情報入り）を閲覧し、候補者を所管課で選定。

⑥所管課が候補者（個人又は団体）へ直接連絡。
（委員選出の場合は総務課へ連絡）

申込対象

a)市内在住又は在勤・在学し、市制に関心を持ち、委員として活動する意欲がある女性

b)市制に関心のある市内団体等

周知方法

4月広報で市民周知。
4月中に登録し、5月からの活用を目指す。
庁内部署へポータルで周知し、人材登録の実用化の促進を図る。（初回以外は毎年12月）

更新方法

改選の任期の多くが2年間のため、最大2年（奇数年の12月）で登録者一斉に更新。
奇数年12月に「登録更新書」を送付し、継続有無を候補者へ確認。

女性人材登録台帳 閲覧簿

[illegible]